

許 可 (浄化槽清掃業)

根 拠 法 令	解 説
<p>浄化槽法 (許 可)</p> <p>第 35 条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することが出来る。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>4 市町村長は、第 1 項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第 36 条第 2 号 ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 浄化槽清掃業の許可は、^{きそく}羈束裁量とされている。 • 浄化槽清掃業の許可は収集運搬業の許可が必須であるため、清掃業のみの許可は適当ではない。 • 廃掃法第 7 条 (P-40) の許可を持たずに当該許可申請を行った場合、浄化槽法第 36 条第 2 号ホ (P-54) に該当すると推定される。